

住宅用など低圧で受電される小売規制部門のお客さまを対象とした 電気料金燃料費調整に関する特別措置の申請について

平成20年10月31日
北陸電力株式会社

当社は、住宅用など低圧で受電される小売規制部門のお客さまを対象とした電気料金燃料費調整に関する特別措置について、本日、経済産業大臣に申請いたしましたので、お知らせいたします。

先般、経済産業大臣や資源エネルギー庁から、電気料金が現下の経済状況や国民生活に与える影響等を十分踏まえ、平成21年1～3月分の小売規制部門の燃料費調整に関し、消費者の視点に立った激変緩和措置を前向きに対応するよう要請を受けました。

当社は、化石燃料価格の高騰などにより厳しい経営環境下ではありますが、この要請に応ずることが一般電気事業者としての社会的使命を果たす上で必要であると判断し、影響を緩和する特別措置を講ずることといたしました。

具体的には、小売規制部門のお客さまを対象に、

- ・平成21年1～3月分の燃料費調整単価について、平成20年10～12月分適用単価からの引上げ幅を50%相当低減いたします。
- ・低減した単価を平成21年4～6月分の燃料費調整単価に上乘せいたします。

なお、特別措置の概要につきましては、別紙のとおりです。

以上

小売規制部門のお客さまを対象とした
電気料金燃料費調整に関する特別措置のお知らせ

平成 20 年 10 月

 北陸電力株式会社

目 次

小売規制部門のお客さまを対象とした 電気料金燃料費調整に関する特別措置の実施にあたって	3
小売規制部門のお客さまを対象とした 電気料金燃料費調整に関する特別措置について	4
1. 特別措置の内容	4
2. 家庭用モデル影響	5
3. 特別措置期間中の燃料費調整単価	6

小売規制部門のお客さまを対象とした 電気料金燃料費調整に関する特別措置の実施にあたって

経済産業大臣や資源エネルギー庁から、電気料金が現下の経済状況や国民生活に与える影響等を十分踏まえ、平成21年1～3月分の小売規制部門の燃料費調整に関し、消費者の視点に立った激変緩和措置を前向きに対応するよう要請を受けました。

当社は、化石燃料価格の高騰などにより厳しい経営環境下ではありますが、この要請に応ずることが一般電気事業者としての社会的使命を果たす上で必要であると判断し、影響を緩和する特別措置を講ずることといたしました。

具体的には、小売規制部門のお客さまを対象に、平成21年1～3月分の燃料費調整単価について、平成20年10～12月分適用単価からの引上げ幅を50%相当低減し、低減した単価を平成21年4～6月分の燃料費調整単価に上乘せいたします。

今後も厳しい経営環境が予想されますが、安全最優先を大前提とした上で、あらゆるコストの総点検・見直しを行い、経営の効率化と電力の安定供給の両立を図り、事業基盤の安定化に努めてまいります。

小売規制部門のお客さまを対象とした 電気料金燃料費調整に関する特別措置について

四半期ごとの燃料費の変動に応じて自動的に3ヶ月ごとに電気料金を調整する「燃料費調整制度」に関する特別措置を次のとおり実施いたします。

1. 特別措置の内容

住宅用など低圧で受電される小売規制部門のお客さまの平成21年1～3月分の燃料費調整単価について、平成20年10～12月分からの引上げ幅の50%相当を低減した単価とします。

一方、平成21年4～6月分の燃料費調整単価については、通常の燃料費調整単価に平成21年1～3月分において低減した単価を上乗せします。

なお、今回の特別措置は、措置期間中に新たに電気をご使用になるお客さまを含め、低圧で受電されるすべてのお客さまが対象となります。

(1) 平成21年1～3月分の燃料費調整単価（従量制の場合）

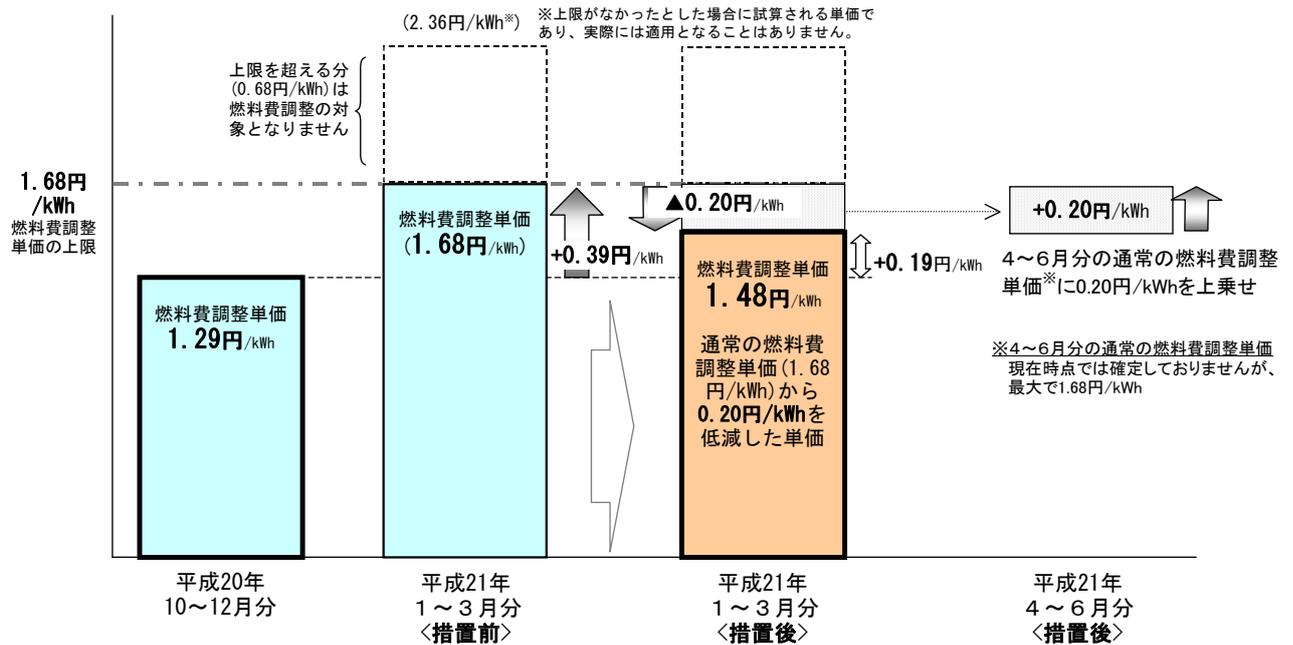
【特別措置前】			[円/kWh・税込み]
	平成20年 10～12月分	平成21年 1～3月分	引上げ幅
燃料費調整単価	1.29	1.68	+0.39
			差 ▲0.20 [0.39×▲50%]
【特別措置後】			
	平成20年 10～12月分	平成21年 1～3月分	引上げ幅
燃料費調整単価	1.29	1.48	+0.19 ←

1～3月分の低減単価 ▲0.20円/kWh

(2) 平成21年4～6月分の燃料費調整単価（従量制の場合）

通常の燃料費調整単価	+	上乗せ単価(+0.20円/kWh)
------------	---	-------------------

特別措置による燃料費調整単価イメージ



2. 家庭用モデル影響

(1) 平成21年1~3月分の月額影響

[従量電灯B, 30A, 300kWh/月ご使用の場合]

【特別措置前】

[税込み・初回振替契約適用]

	平成20年 10~12月分	平成21年 1~3月分	引上げ幅
家庭用モデル料金	6,769円	6,886円	+117円

【特別措置後】

	平成20年 10~12月分	平成21年 1~3月分	引上げ幅
家庭用モデル料金	6,769円	6,826円	+57円

1~3月分の特別措置による低減影響

▲60円/月

[6,826円 - 6,886円]

(2) 平成21年4~6月分の特別措置による月額影響

[従量電灯B, 30A, 300kWh/月ご使用の場合]

4~6月分の特別措置による上乗せ影響

+60円/月

※1~3月分(低減期間)と4~6月分(上乗せ期間)のお客さまのご使用量の多寡により、低減額合計が上乗せ額合計を上回る場合や下回る場合があります。

3. 特別措置期間中の燃料費調整単価

平成21年1～3月分適用の燃料費調整単価は、通常の燃料費調整単価から特別措置による単価を低減した単価とします。また、平成21年4～6月分適用の燃料費調整単価は、その低減した単価を通常の燃料費調整単価に上乘せした単価とします。

従量制で供給する場合	平成21年1～3月分		平成21年4～6月分
	特別措置後の単価	(通常の燃料費調整単価から低減する単価)	通常の燃料費調整単価に上乘せする単価
	1.48	(▲ 0.20)	0.20

[従量制の契約種別] 従量電灯A/B/C, 臨時電灯B/C, 公衆街路灯B/[附則], 低圧電力, 臨時電力, 農事用電力A(かんがい排水需要)/B(育苗・栽培需要)/(脱穀調整需要[附則]), エルフナイト8(時間帯別電灯), エルフナイト10(季節別時間帯別電灯I), エルフナイト10プラス(季節別時間帯別電灯II), 高負荷率電灯, 低圧電力II, 低圧季節別時間帯別電力, 深夜電力B/C/D, ホワイトプラン電力I/II/III

契約種別	区分	平成21年1～3月分		平成21年4～6月分
		特別措置後の単価	(通常の燃料費調整単価から低減する単価)	通常の燃料費調整単価に上乘せする単価
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	20Wまでの1灯1月につき	11.55 (▲ 1.55)	1.55
		40Wまでの1灯1月につき	23.09 (▲ 3.10)	3.10
		60Wまでの1灯1月につき	34.64 (▲ 4.65)	4.65
		100Wまでの1灯1月につき	57.76 (▲ 7.75)	7.75
		100Wごと1灯1月につき	57.76 (▲ 7.75)	7.75
	小型機器	50VAまでの1機器1月につき	17.25 (▲ 2.32)	2.32
		100VAまでの1機器1月につき	34.49 (▲ 4.63)	4.63
		100VAごと1機器1月につき	34.49 (▲ 4.63)	4.63
	臨時電灯A	50VAまでの1日につき	0.46 (▲ 0.07)	0.07
		100VAまでの1日につき	0.93 (▲ 0.13)	0.13
500VAまでの(100VAごと)1日につき		0.93 (▲ 0.13)	0.13	
1kVAまでの1日につき		9.31 (▲ 1.25)	1.25	
1kVAをこえ3kVAまでの(1kVAごと)1日につき		9.31 (▲ 1.25)	1.25	
臨時電力	0.5kW 1日につき	4.89 (▲ 0.66)	0.66	
	1kW 1日につき	9.79 (▲ 1.31)	1.31	
農事用電力B	0.5kW 1日につき	8.80 (▲ 1.18)	1.18	
	1kW 1日につき	17.61 (▲ 2.36)	2.36	
農事用電力(脱穀調整)[附則]	0.5kW 1日につき	2.44 (▲ 0.33)	0.33	
	1kW 1日につき	4.88 (▲ 0.66)	0.66	
	2kW 1日につき	9.78 (▲ 1.31)	1.31	
	3kW 1日につき	14.67 (▲ 1.97)	1.97	
	3kWをこえ1kW増すごと1日につき	4.88 (▲ 0.66)	0.66	
深夜電力A	1契約1月につき	148.70 (▲ 19.93)	19.93	

○当社と太陽光・風力発電の余剰購入契約のあるお客さまへ

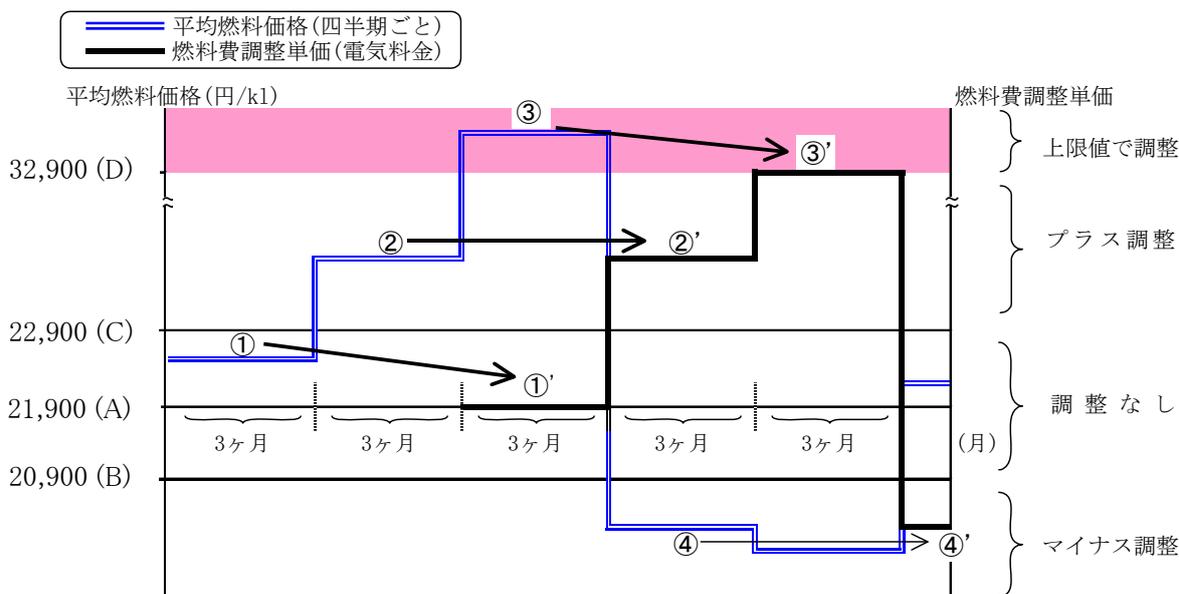
低圧で連系される太陽光・風力発電からの余剰電力購入料金における燃料費調整の取り扱いについても、同様の措置とさせていただきます。

(参考 1) 燃料費調整制度について

燃料費調整額は、実績の平均燃料価格（四半期ごと）が基準燃料価格（21,900 円/k1）の上下 5% を超えて変動する場合に、当該平均燃料価格に基づき算定された燃料費調整単価を、翌々四半期の使用電力量に適用して算定します。

ただし、実績の平均燃料価格（四半期ごと）が上限燃料価格（基準燃料価格の 1.5 倍）を超える場合には、燃料費調整単価は上限燃料価格により算定することとし、上限燃料価格を上回る分は燃料費調整の対象といたしません。

[燃料費調整制度のイメージ]



(参考 2) 燃料費調整単価の算定式（従量制の場合）

$$\text{燃料費調整単価} = \{ \text{平均燃料価格 (四半期ごと)} - \text{(A) 基準燃料価格 [21,900円/k1]} \} \times \frac{\text{(E) 基準単価 [0.153円/kWh]} }{1,000}$$

※平均燃料価格(四半期ごと)が燃料費調整を行わない範囲[(B) 20,900円/k1～(C) 22,900円/k1] の場合は、調整いたしません。
 ※平均燃料価格(四半期ごと)が(D) 上限燃料価格 [32,900円/k1] を上回る場合は、上限燃料価格により算定いたします。

- (A) : 基準燃料価格（平成 20 年 3 月の料金の変更に際して設定した燃料価格）
- (B) : } 基準燃料価格の±5%における平均燃料価格
- (C) : } （平均燃料価格がこの範囲内の場合は、燃料費調整を行いません）
- (D) : 上限燃料価格（基準燃料価格の 1.5 倍）
- (E) : 基準単価（平均燃料価格(四半期ごと)が 1,000 円/k1 変動した場合の調整単価）

平成 21 年 1～3 月分に用いる平均燃料価格は、基準燃料価格の 1.5 倍である上限燃料価格を上回ることから、32,900 円/k1 となります。